

平成 年度 事業所研修委託契約書

研修生施設●●●（以下「甲」という。）と 訪問看護ステーション●●●（以下「乙」という。）との間に施設研修（以下「研修」という。）に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は乙に対し、訪問看護ステーション等での研修の受入れを委託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、平成 年 月 日～平成 年 月 日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、当協会が定める講師等謝金支払基準に定めるところにより、次のとおりとする。

施設研修費は、研修生1人1日あたり4,000円（消費税込）を支払う。

（研修生の人数）

第4条 甲は、研修生の派遣人数は基本的に1日1名とする。（限りでは無く、事業所、施設間で調整とする。）

（研修生の服務）

第5条 研修生はその期間中、乙の諸規定及び関係職員の指示に従うものとする。

（守秘義務）

第6条 研修生は、研修期間中に知り得た研修施設に関する情報及び施設利用者の情報を第三者に漏らしてはならない。

（実績報告書兼請求書）

第7条 乙は、研修終了後別に定める実績報告書兼請求書を作成し、甲に提出するものとする。

（委託料の支払い）

第8条 甲は、前条の定めによる提出を受け、内容が適正であると認めた時は、請求のあった金額を支払うものとする。

（協議）

第9条 この契約書の内容に協議が生じた場合、又はこの契約書に記載のない事項については、甲、乙協議して定める。

平成 年 月 日

甲 住所：
名称：
代表者：



乙 住所：
名称：
代表者：

